

## 新県庁舎整備に係る設備工事の発注区分について

### 1 建築工事（躯体部分の工事発注）の発注区分

通常の県発注工事と同様に、棟別（行政棟、議会棟、警察棟、駐車場棟）の発注とする。ただし、行政棟の建築工事のうち、大規模となる躯体工事については、品質を確保することができ、かつ、工期の短縮を図ることができるよう執務エリアと協働エリアの境界で、二つの工区に分割して発注する。〔図1〕

（H25.6 月定例会月議会総務委員会）

### 2 設備工事〔電気設備と機械設備（空調設備や給排水衛生設備）〕の発注区分（案）

通常の県発注工事と同様に、棟別（行政棟、議会棟、警察棟、駐車場棟）に、建築工事から分離して、電気設備と機械設備に分けて発注する。具体的には、品質の確保を大前提とした上で、最近の大型工事の発注事例も踏まえ、以下のような発注区分とする。

#### （1）電気設備工事

大型工事となる行政棟と警察棟においては、品質の確保がなされることを大前提に、電気設備をさらに電力設備（注1）と情報・通信設備（注2）に分離して発注する。

また、一定の工事規模となる議会棟及び駐車場棟の電気設備は、棟ごとに一つの工事として発注する。〔図2〕

- （考え方）
- WTO 対象工事のような大型工事となる行政棟と警察棟では、大型工事の発注事例（県立総合運動公園新陸上競技場の電気工事における種別発注）を踏まえ、電気設備を電力設備と情報・通信設備に分けて発注する。
  - 電気設備工事の工区分割については、幹線設備や構内通信情報設備など全館的に綿密に連携した一連の機能発揮が求められるため、品質の確保を図る上からも、一括・一体的な整備が必要であり、工区の分割は行わない。
  - 議会棟と駐車場棟においては、工事の規模や内容を踏まえると、情報・通信設備の工事内容が限られているため、電力設備と情報・通信設備の分離は行わない。

#### （2）機械設備工事

行政棟、議会棟、警察棟においては、通常の県発注工事と同様に、空調設備（注3）と給排水衛生設備（注4）に分離して発注する。また、一定の工事規模となる駐車場棟においては、分離せずに一つの工事として発注する。〔図3〕

#### （考え方）

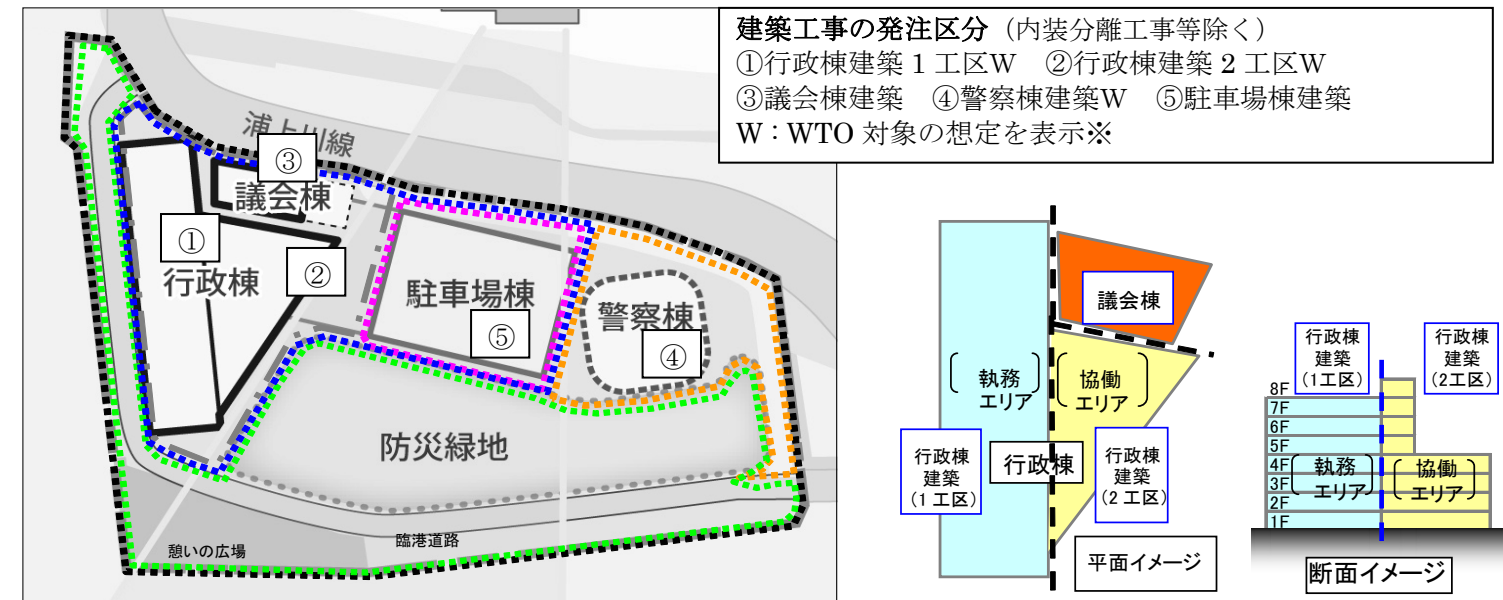
- 通常の県発注の機械設備工事では、空調設備と給排水衛生設備に分離して発注を行っており、新県庁舎でも同様に、棟別に、空調設備と給排水衛生設備に分離して発注する。
- 機械設備工事の工区分割については、空調設備や消防設備などは中央監視方式を計画しており、システム全体が一体的な機能発揮を求められるため、品質の確保を図る上からも、一括・一体的な整備が必要であり、工区の分割は行わない。
- 駐車場棟においては、空調設備の工事内容は管理室に限られているため、空調設備と給排水衛生設備の分離は行わない。

※注1～注4は右頁へ記載

#### ○補足説明

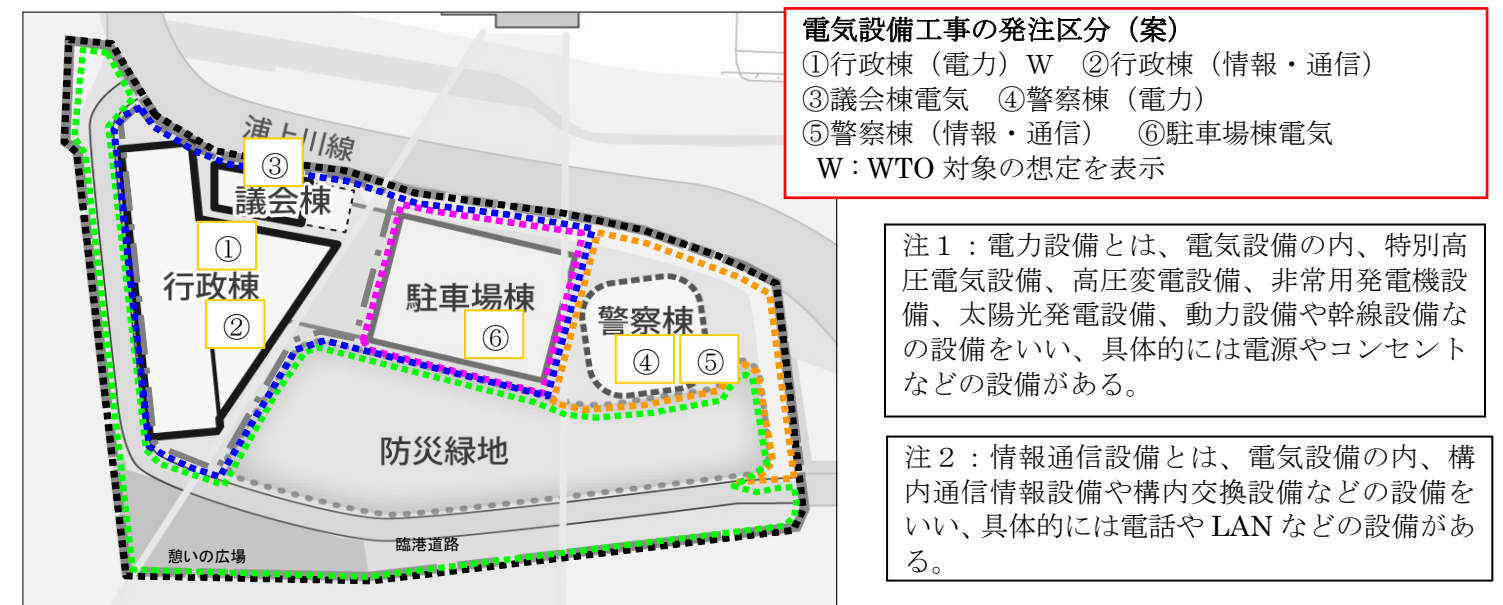
上記2(1)において、行政棟と警察棟の電気設備を電力設備と情報・通信設備に分離して発注するとしておりますが、建設業法における建設工事の種類については、電気設備から分離した電力設備は電気工事に該当し、同じく分離した情報・通信設備は電気通信工事に該当します。また、これらの WTO 政府調達協定の適用については、各々の工事金額によります。

〔図1〕 新県庁舎の配置図と建築工事（躯体工事）の発注区分



※WTO 対象工事を分割することにより、基準額を下回る工事が生じても、それらは WTO 対象工事として取り扱われる（以下同様）

〔図2〕 電気設備工事の発注区分（案）



〔図3〕 機械設備工事の発注区分（案）

